

# 訪問看護事業のご案内

訪問看護重要事項説明書

医療法人社団東光会  
北総白井訪問看護ステーション

# 重要事項説明書

(令和6年8月1日現在)

北総白井訪問看護ステーション

様に対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令第37号（厚生労働省第79号改正）第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者概要

事業者名称	北総白井訪問看護ステーション
所在地	〒270-1431 千葉県白井市根 331-2
介護保険指定番号	1264890034
法人種別	医療法人社団 東光会
代表者名	中村 毅
管理者名	鴨志田 順子
電話番号	047-498-1088

## 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的 居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な看護を提供することを目的とします。

運営の方針

- (1) 北総白井訪問看護ステーション（以下、事業者という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるように、事業体制の整備に努めます。

## 3. ご利用事業所の職員体制

管理者	鴨志田 順子（職種）看護師
看護師	常勤換算 2.5人以上

## 4. 営業時間

営業時間	月曜～金曜（祝日を除く）	9：00～17：00
	土曜（祝日を除く）	9：00～13：00

（ただし、12月30日午後より1月3日は休み）

## 5. 営業地域

通常の営業地域

白井市  
鎌ヶ谷市（ステーションより7km圏内）  
船橋市（ステーションより7km圏内）  
印西市（ステーションより7km圏内）

## 6. 訪問看護サービスの内容

- ・病状の観察・・・血圧測定、体温・脈拍の測定
- ・食事・・・・・・・・食事の介助方法、食事の形態などの指導、栄養補助食品の紹介
- ・清潔・・・・・・・・全身の保清、口腔内の保清、洗髪、手浴、足浴、爪きり、更衣入浴・シャワーの介助、シーツ交換など
- ・排泄・・・・・・・・オムツの使用・交換・排便コントロールの指導・摘便・尿便のチェックなど
- ・リハビリ・・・・移動の介助（ベッド⇄車椅子）、拘縮予防など
- ・主治医からの指示による処置・・・点滴注射、採血、床ずれの予防と手当て、浣腸・カテーテルの管理、傷の消毒など
- ・療養環境の相談・・・寝たきりにならない環境・器具などの相談、福祉用具・介護用品紹介
- ・その他のサービス相談
- ・介護指導、家族の相談、精神的援助

## 7. 利用料

基本利用料として健康保険法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払を利用者から受け取るものとします。利用者は、北総白井訪問看護ステーション料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

\*当訪問看護ステーションでは、領収書の再発行は行っておりません。当訪問看護ステーションが発行した領収書は、大切に保管してください。万が一、領収書を紛失してしまい、医療費控除などの対象で領収書が必要になった場合、有料にて領収証明書を発行いたします。但し、過去の領収書の控えを照合するのに時間がかかるため、依頼されてすぐにお渡しすることはできません。くれぐれも領収書を紛失しないようお願いいたします。

領収証明書                      1 通につき                      1,050 円

## 8. 緊急時の対応の方法

- (1) 当ステーションは年間を通して 24 時間いつでも連絡が取れる体制を設けてあります。
- (2) 利用者の主治医又は関連医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、必要時他の緊急連絡先に連絡いたします。
- (3) 当加算につきましては、同意を得た上で料金をご負担いただくこととなります。※料金表参照  
緊急時訪問看護加算（介護保険）・24時間対応体制加算（医療保険）  
計画的に訪問する事となっていない緊急時訪問を行った場合には当該加算の他に所定単位数を算定します。

## 9. 暴力への対応

利用者ともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力等があった場合、サービスを中止する場合があります。

## 10. 苦情申し立て窓口

白井市健康福祉部高齢者福祉課	047-492-1111
鎌ヶ谷市高齢者支援課介護保険係	047-445-1141
船橋市健康福祉局福祉サービス部介護保険課	047-436-2302
印西市健康福祉部介護保険課介護保険班	0476-42-5111
千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課	043-254-7428

なお、当事業者の苦情受付窓口は下記のとおりです。

北総白井訪問看護ステーション

047-498-1088

(担当者) 平澤 朋子

## ご利用料金表（介護保険用）

令和6年6月現在

基本的な料金 (訪問看護費)	単位数 (1単位10.42円)	負担割合		
		1割	2割	3割
20分未満(1回につき)	314単位	327円	654円	981円
30分未満(1回につき)	471単位	490円	981円	1,472円
30分以上1時間未満(1回につき)	823単位	857円	1,715円	2,572円
1時間以上1時間半未満(1回につき)	1,128単位	1,175円	2,350円	3,525円

基本的な料金 (介護予防訪問看護費)	単位数 (1単位10.42円)	負担割合		
		1割	2割	3割
20分未満(1回につき)	303単位	315円	631円	947円
30分未満(1回につき)	451単位	469円	939円	1,409円
30分以上1時間未満(1回につき)	794単位	827円	1,654円	2,481円
1時間以上1時間半未満(1回につき)	1,090単位	1,135円	2,271円	3,407円

○ 20分未満の訪問は30分以上の訪問が週に1回以上予定されている方のみ対象となります。

○ 早朝(6:00~8:00)・夜間(18:00~22:00)は25%増

深夜(22:00~翌6:00)は50%増となります。

(時間外の料金は緊急訪問時にはかかりません。ただし、月2回目以降の緊急訪問時には加算されます。)

○ 退院日に訪問した場合は初回加算(Ⅰ)を算定させていただきます。

加算料金	単位数 (1単位 10.42円)	負担金額		
		1割	2割	3割
初回加算 (初回訪問の際、要介護⇔要支援に切り替わった際)	(Ⅰ)350単位	364円	729円	1094円
	(Ⅱ)300単位	312円	625円	937円
緊急時訪問看護加算 (月1回) (24時間緊急時の対応を希望する場合)	(Ⅰ)600単位	625円	1,250円	1,875円
	(Ⅱ)574単位	598円	1,196円	1,794円
サービス提供体制加算 (1回につき) (事業所が一定の基準を満たした場合)	6単位	6円	12円	18円
	又は 3単位	又は 3円	又は 6円	又は 9円
看護体制強化加算 (月1回)要介護の場合 (事業所が一定の基準を満たした場合)	(Ⅰ)550単位	573円	1,146円	1,719円
	又は (Ⅱ)200単位	又は 208円	又は 416円	又は 625円
看護体制強化加算 (月1回)要支援の場合 (事業所が一定の基準を満たした場合)	100単位	104円	208円	312円

加算料金	単位数 (1単位 10.42円)	負担金額		
		1割	2割	3割
特別管理加算(Ⅰ) (月1回) ・気管カニューレ、留置カテーテル(胃瘻含む)を使用している状態 ・在宅で悪性腫瘍の鎮痛療法または化学療法を行っている状態	500単位	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算(Ⅱ) (月1回) ・その他の在宅指導管理を受けている状態 (酸素など) ・真皮を超える褥瘡、点滴を週3回以上必要とする状態 ・人工肛門・膀胱を設置している状態	250単位	260円	521円	781円
退院時共同指導加算 (適応時) (退院前カンファレンスを行った場合)	600単位	625円	1,250円	1,875円
長時間訪問看護加算 (適応時) (特別管理加算対象の方で訪問時間が1時間30分を超えた場合)	300単位	312円	625円	937円
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (1回につき) (1人で看護を行うのが困難な場合)	254単位 (30分未満)	264円	529円	793円
	402単位 (30分以上)	418円	837円	1,256円
ターミナルケア加算 (適応時)	2,500単位	2,605円	5,210円	7,815円
看護・介護職員連携強化加算 (適応時 月1回)	250単位	260円	521円	781円

### 医療保険にて対応する場合

- \* 40歳未満の人、40～65歳で介護保険対象疾病以外の人、厚生労働大臣が定める疾病の人
- \* 病状の低下、褥瘡の悪化、退院直後等の理由により、頻回に訪問看護が必要な場合は  
医師より【特別訪問看護指示書】が交付され、指示期間中は医療保険で訪問看護を受けることとなります。(14日間～28日間)

## ご利用料金表（医療保険用）

令和6年6月現在

<b>基本的な料金</b> <small>※ 退院日は基本料金はかかりません。</small>	料 金	負担金額		
		1割	2割	3割
①訪問看護基本療養費（1日につき） （週3日目まで） ※日曜始まり	5,550円	555円	1,110円	1,665円
②訪問看護基本療養費（1日につき） （週4日目以降） ※日曜始まり	6,550円	655円	1,310円	1,965円
③訪問看護管理療養費（1日につき） （月1回目）	7,670円	767円	1534円	2,301円
④訪問看護管理療養費1（1日につき） （月2回目以降）	3,000円	300円	600円	900円
外泊時の訪問看護基本療養費（入院中1回）	8,500円	850円	1,700円	2,550円
<b>【例】</b>		（1割）	（2割）	（3割）
月初め1回目の料金           ① + ③		1,322円	2,644円	3,966円
月2回目以降                   ① + ④		855円	1,710円	2,565円
月2回目以降、週4回目       ② + ④		955円	1,910円	2,865円
加算料金		1割	2割	3割
24時間対応体制加算(イ) (月1回) ※24時間緊急時の対応を希望する場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
訪問看護情報提供療養費(月1回) ※市や医療機関へ必要な情報を提供した場合	1,500円	150円	300円	450円
特別管理加算Ⅰ(月1回) ・気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している状態 （胃瘻、経管栄養、24時間の点滴など）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ(月1回) ・在宅指導管理を受けている状態(酸素等) ・真皮を超える褥瘡、点滴を週3回以上必要とする状態 ・人工肛門・膀胱を設置している状態	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回) 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の 情報を取得し、質の高い医療を提供することに係る評価	50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(月1回) 勤務する職員の賃金の改善を実施している場合の評価	780円	78円	156円	234円

加算料金		料金	1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算 (1日につき) ※定められた疾患、特別訪問看護指 示書の方	1日2回訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円
複数名訪問看護加算(週1回まで) (1人で看護を行うのが困難な場合)		4,500円	450円	900円	1,350円
緊急訪問看護加算(1日につき) (求めに応じて緊急の訪問を行った場合)		2,650円	265円	530円	795円
夜間・早朝訪問看護加算 (1日につき)	夜間(18:00~22:00)	2,100円	210円	420円	630円
	早朝(6:00~8:00)				
深夜訪問看護加算(1日につき)	深夜(22:00~6:00)	4,200円	420円	840円	1,260円
長時間訪問看護加算(週1回まで) ※特別管理加算対象の方で訪問時間が1時間30分を超え た場合		5,200円	520円	1,040円	1,560円
退院時共同指導加算(適応時) (退院前カンファレンスを行った場合)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算(適応時) ※特別管理加算対象の方は上記に更に加算されます		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算(適応時) ※退院日に訪問看護が必要な場合に、2回目の基本料金 に加算されます。(長時間の場合8,400円)		6,000円 又は 8,400円	600円 又は 840円	1,200円 又は 1,680円	1,800円 又は 2,520円
在宅患者連携指導加算 (適応時/月1回迄)		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (適応時/月2回迄)		2,000円	200円	400円	600円
看護介護職員連携強化加算加算 (適応時)		2,500円	250円	500円	750円
訪問看護ターミナルケア療養費 (適応時)		25,000円 又は 10,000円	2,500円 又は 1,000円	5,000円 又は 2,000円	7,500円 又は 3,000円

## 有償サービス

介護保険や医療保険でカバー出来ない内容について、自由契約でのサービスを行います。

サービスの種類・内容	利用料	
<b>【長時間の訪問看護サービス】</b>		
所定の訪問看護の時間を超えた場合や、定期的なものではなく長時間、訪問看護師が自宅に滞在して訪問看護を行った場合(留守番含む)	日中30分につき	3,000円
	夜間・早朝30分につき	5,000円
	深夜30分につき	7,000円
<b>【緊急対応訪問看護サービス】</b>		
緊急時または24時間対応体制訪問看護加算を契約していない方の緊急訪問をおこなった場合	日中1時間につき	10,000円
	夜間・早朝・深夜1時間につき	15,000円
<b>【通常の訪問看護サービス外】</b>		
介護保険・医療保険対象外の訪問や保険を使わない場合 など	日中1時間につき	9,000円
	夜間・早朝1時間につき	11,000円
	深夜1時間につき	13,000円
<b>【介護保険の限度額を超えた訪問】</b>	介護保険相当分	(10割負担)
<b>【休日加算】</b>	1日につき	3,000円
<b>【キャンセル料】</b>	1回につき	2,000円
前日の17時以降にキャンセルされる場合		
<b>【死亡時の看護】</b>	1回につき	20,000円+税
死亡時のご遺体のお世話等		
<b>【その他】</b>		
・ 交通費 (医療保険ご利用の場合、介護保険ご利用の方で通常の営業地域範囲外の場合)		
2km未満 無料、2km～5km 100円+税、5km以上 1kmごとに100円+税 加算		
・ 衛生材料費		



## 重要事項説明確認欄

訪問看護契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 千葉県白井市根 331-2  
事業者名 医療法人社団 東光会 北総白井訪問看護ステーション  
説明者 鴨志田順子

加算説明に同意のうえ、以下の加算を希望します(希望しません)

(介護) 緊急時訪問看護加算	希望する	希望しない
(医療) 24 時間対応体制加算	希望する	希望しない
(医療) 訪問看護情報提供療養費	希望する	希望しない
(医療) 訪問看護ターミナルケア療養費		
(介護) ターミナルケア加算	希望する	希望しない

訪問看護契約の締結にあたり、上記の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所 \_\_\_\_\_

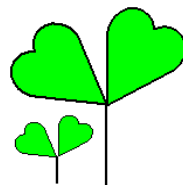
氏名 \_\_\_\_\_

代理人又は立会人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

本人との関係 \_\_\_\_\_



# 訪問看護事業のご案内

## 契 約 書

医療法人社団東光会  
北総白井訪問看護ステーション

# 訪問看護（介護予防訪問看護）契約書

様（以下「利用者」とします）と、北総白井訪問看護ステーション（以下、「事業者」とします）は、訪問看護（介護予防訪問看護）のご利用について、次のとおり契約します。

## （契約の目的）

第1条 事業者は利用者に対し、介護保険法等関係法の元に、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対して、そのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

## （契約期間）

第2条 この契約期間は、令和 年 月 日～令和 年 月 日までとします。  
なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。

## （訪問看護の内容）

第3条 1 事業者は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書及び居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者及びその家族に説明します。

2 利用者は訪問看護計画書に沿って、別紙「ご利用案内」のとおりサービスを利用します。

3 サービスの内容、利用回数等は利用者との合意により変更できます。

事業者は、利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

## （訪問看護の利用料）

第4条 1 利用者は介護保険法等関連法に定める料金を支払います。

2 事業者は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。

3 事業者は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。

4 事業者は、介護保険法等関連の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。

5 利用者は利用料の変更に応じられない場合は事業者に対し文書で通知し、契約を解約することができます。

## （利用料の滞納）

第5条 1 利用者が正当な理由なく利用料を3ヵ月以上滞納した場合は、事業者は1ヵ月以内の期限を定めて督促し、なお払わないときは契約を破棄します。

2 事業者は前項を実地した場合には、利用者担当の介護専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

## （契約の終了）

第6条 1 利用者は、事業者に対し、5日間以上の予告期間においてこの契約の解除ができます。

2 事業者は、利用者が正当な理由なく又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしめないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断したときは1ヵ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。

- 3 その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
- ・利用者が死亡、入所、転出、入院が長期に渡る場合
  - ・利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
  - ・事業者が正当な理由なく適切なサービス提供しない場合
  - ・事業者が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合
  - ・その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

(賠償責任)

第7条 事業者は、訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかった場合この限りではありません。

(秘密保持)

第8条 1 事業者及びその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。  
 2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。  
 3 事業者及びその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

(苦情対応)

第9条 1 事業者は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対処します。  
 2 事業者は利用者又はその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由にしていかなる不利益、不公平な対応も致しません。  
 3 行政機関その他苦情受付機関

白井市健康福祉部高齢者福祉課	047-492-1111
鎌ヶ谷市高齢者支援課介護保健係	047-445-1141
船橋市健康福祉局福祉サービス部介護保険課	047-436-2302
印西市健康福祉部介護保険課介護保険班	0476-42-5111
千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情処理班	043-254-7428

なお、当事業者の苦情受付窓口は下記のとおりです。

名称 北総白井訪問看護ステーション  
 047-498-1088  
 (担当者) 鴨志田 順子

(連携)

第10条 1 事業者は訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの連携を密に行います。  
 2 事業者は、当該契約の変更又は終了に際し速やかに利用者担当の介護支援専門員等にも連絡します。

(契約外事項)

第11条 1 利用者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行します。  
 2 本契約に規定のない事項については、介護保険法等関係法の規定を尊重し、利用者及び事業者の協議に基づき定めます。

## 北総白井訪問看護ステーション個人情報保護に関する方針

北総白井訪問看護ステーションは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ① 個人情報は適正な取得に努めます。
- ② 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。
- ③ 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- ④ 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。利用目的を達成するためには正確・最新の内容を保ちます。  
通常必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。  
なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、いつでも変更しますので意思表示をしていただきます。意思表示がない場合は同意が得られたものとします。
- ⑤ 個人情報を第三者に提供する場合は、予めご本人の同意を文書で得ます。  
ただし、他の事業者ではあるが、都道府県等外部監査機構など第三者に該当しないため同意を文書で得ないことがあります。
- ⑥ 個人情報の開示を求められた場合は、当訪問看護ステーションの情報提供の手続きに従って開示します。

令和 年 月 日

医療法人社団東光会

北総白井訪問看護ステーション

管理者 鴨志田 順子

# 個人情報使用同意書

令和 年 月 日

北総白井訪問看護ステーション 様

私、(利用者及び家族)の個人情報については、下記の必要最小限の範囲で使用することを同意します。

## 記

### 1. 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービス提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合主治医の所属する
- (3) サービスの提供に関すること以外で、下記のとおり必要がある場合

医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

\*学生等の実習・研修協力(事前に確認し、私の同意を得る)

\*学会や学会誌等での発表(匿名化が困難な場合には私の同意を得る)

### 2. 個人情報の保護

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

サービス利用者  
住所  
氏名

---

サービスご利用家族  
住所  
氏名

---

(本人との関係 )

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通ずつを保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

(利用者) 私は、この契約書に基づく訪問看護の利用を申し込みます。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

(署名代行者) 私は、本人に代わり、上記署名を行いました。  
私は、利用者本人の契約意思を確認しました。

住所 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_

電話 自宅 \_\_\_\_\_ 携帯 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_ 本人との関係 \_\_\_\_\_

署名代行の理由 \_\_\_\_\_

(事業者) 私は、居宅サービス事業者として、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定める訪問看護を、誠実に責任を持って行います。

訪問看護事業者

事業者名称 医療法人社団東光会 北総白井訪問看護ステーション  
管理者 中村 毅 印  
所在地 〒 270-1431  
千葉県白井市根 331-2  
電話番号 047-498-1088  
サービス事業 訪問看護